

平成 30 年 8 月 9 日

株主各位

名古屋市中区錦一丁目 1 6 番 7 号
スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役 大石 菊弘

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 8,000 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、当社は、平成 30 年 9 月 30 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式につき上記株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので、公告いたします。

なお、上記取締役会において、上記株式分割に伴い、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 255,968 株増加して 256,000 株に変更することを、併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上